

外務省医療職採用案内

PRIDE MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS

医師として、外交官として、誇りある仕事を！

欧州

在イタリア大使館
在ウクライナ大使館
在ウズベキスタン大使館
在英国大使館
在オーストリア大使館
在カザフスタン大使館
在キルギス大使館
在スウェーデン大使館
在セルビア大使館

在タジキスタン大使館
在トルクメニスタン大使館
在フランス大使館
在ポーランド大使館
在ロシア大使館
在ウラジオストク総領事館
在コジノサハリンスク総領事館

アジア

在インド大使館
在インドネシア大使館
在カンボジア大使館
在スリランカ大使館
在タイ大使館
在中華人民共和国大使館
在広州総領事館
在上海総領事館
在瀋陽総領事館

在ネパール大使館
在バキスタン大使館
在バングラデシュ大使館
在東ティモール大使館
在フィリピン大使館
在ベトナム大使館
在ミャンマー大使館
在モンゴル大使館
在ラオス大使館

北米

在アメリカ合衆国大使館
在ニューヨーク総領事館
在マイアミ総領事館
在ロサンゼルス総領事館
在カナダ大使館

アフリカ

在アルジェリア大使館
在アンゴラ大使館
在ウガンダ大使館
在エジプト大使館
在エチオピア大使館
在ガーナ大使館
在ガボン大使館
在カメルーン大使館
在ギニア大使館
在ケニア大使館
在コートジボワール大使館
在コンゴ民主共和国大使館
在ザンビア大使館
在ジブチ大使館
在ジンバブエ大使館
在スーダン大使館
在セネガル大使館

在タンザニア大使館
在チュニジア大使館
在ナイジェリア大使館
在ナミビア大使館
在ブルキナファソ大使館
在ベナン大使館
在ボツワナ大使館
在マダガスカル大使館
在マラウイ大使館
在マリ大使館
在南アフリカ共和国大使館
在南スーダン大使館
在モーリタニア大使館
在モザンビーク大使館
在モロッコ大使館
在リビア大使館
在ルワンダ大使館

中東

在アフガニスタン大使館
在アラブ首長国連邦大使館
在イエメン大使館
在イスラエル大使館
在イラク大使館
在イラン大使館
在クウェート大使館
在サウジアラビア大使館
在シリア大使館
在トルコ大使館
在ヨルダン大使館
在レバノン大使館

大洋州

在オーストラリア大使館
在バブアニューギニア大使館
在フィジー大使館
在ミクロネシア大使館

中南米

在アルゼンチン大使館
在エクアドル大使館
在キューバ大使館
在コロンビア大使館
在ドミニカ共和国大使館
在ニカラグア大使館
在ハイチ大使館
在パラグアイ大使館
在ブラジル大使館
在サンパウロ総領事館
在ペルー大使館
在ボリビア大使館
在ホンジュラス大使館
在メキシコ大使館

2024年6月現在



医療面から在外公館の館員・家族を支える外交官



外務省大臣官房福利厚生室長

上田 晋

外務省では毎年在外公館医務官(外務公務員医療職)を募集・採用しています。

在外公館医務官のお仕事は、海外の在外公館(大使館・総領事館)に赴任し、そこで働く館員とその家族を健康面からサポートすること、それに赴任した国の現地医療事情を調査し、邦人に対し情報を発信することです。在留邦人や邦人旅行者への健康相談や緊急事態時の邦人援護を行うこともあります。

在外公館医務官に採用された方は、主に海外での勤務をして頂くこととなります。勤務する国は様々で、生活環境が厳しい国に赴任頂くことも多くあります。その一方で様々な国で勤務されることで、その国の人々や文化と触れることもまた、海外勤務の魅力の一つだと思います。海外勤務に魅力を感じられる方は是非このパンフレットをご覧くださいと思います。

世界を舞台に医療分野で日本に貢献する医師であり外交官、それが「医務官」

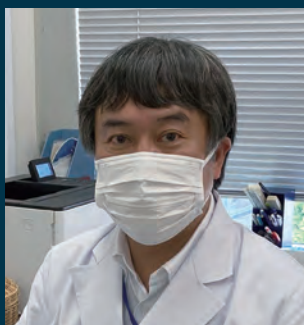


外務省診療所長

平野 加容子

2019年12月、COVID19の流行が始まり、正体不明の感染症に世界中の医療関係者は混乱と疲弊に陥りました。外務省在外公館の一員である医務官も、任国の感染状況情報収集、在留邦人の健康確認や在外公館の外交官である館員の健康管理に少ない資源の中、日夜対応いたしました。医務官はこのような緊急事態における任務に加え、平時には在外公館の館員とその家族の健康管理、任国の医療事情および感染症の流行状況の調査と報告、緊急医療搬送のサポートを任務としております。世界を舞台に医療という分野で日本に貢献する医師であり外交官、それが医務官です。特別な資格や秀でた語学力ではなく、日本で10年以上培った臨床力があり、今まで見たことのない世界の医療を見て、日本のために役立ちたいと思う方をお待ちしております。

外務省診療所は、医療サービス提供に加えて 在外医務官支援の役割も



大臣官房会計課福利厚生室 医師

高次 寛治

2010年6月 入省
在アンゴラ日本国大使館
参事官兼医務官
2013年4月 在上海日本国総領事館
領事兼医務官
2016年5月 在キューバ日本国大使館
参事官兼医務官
2019年8月 在エクアドル日本国大使館
参事官兼医務官
2022年3月 在ミクロネシア日本国大使館
参事官兼医務官
2023年9月 現職

外務省の診療所には在外医務官を経験した医師が数名常勤しています。診療所としては外来診療と健診が主な業務となります。一般外来：通常の診療です。予防接種外来：在外公館に赴任する方に、任地に適した予防接種計画を立案し、予防接種を行います。赴任前健診：赴任前の健康状態を把握し、持病がある場合には赴任に耐えるのか、また赴任継続のための情報を入手し、必要に応じて担当医務官に情報を伝えます。帰朝健診：帰朝後の健康状態のチェックを行います。他に超過勤務者に対する面談：産業医的な業務を行っています。在外での緊急移送の支援(当番制)：担当医務官と連絡を取り、必要な支援を行います。

在外医務官をしていると、介護や病気、お子様の受験等といった理由で帰国せざるを得ない事情が出てきます。そのような場合、帰国理由となった事情が解決するまで一旦外務省診療所で働くことが可能です。事情が解決した後は、ほとんどの医務官が在外公館へ再び赴任されています。

外務省診療所では、省員への医療サービスだけでなく、医務官勤務を継続しやすくするための支援も行っています。

医務官



外務省医務官というと医療状況の悪い国ばかりに勤務すると考えられがちですが、世界各地の拠点となる国にも医務官は配置されています。私は発展途上国6か国を勤務した後に英国ロンドンで勤務する機会を得ました。先進国での医務官の職務は、発展途上国とは少し異なっており、大使館に勤務する職員および家族の健康管理に加えて、英国周辺の先進国にある大使館館員の健康相談や巡回検診、要人来訪時の緊急医療対応などを担当することになります。また医療事情の厳しい不健康地公館を支援することも業務の一つです。このように仕事の内容は多岐にわたりますが、それぞれやり甲斐のある仕事です。ロンドンは物価が高く昨今の円安も相まって悩みの種ですが、スポーツや芸術鑑賞、パブ飲みなどプライベートでも充実した生活を送っています。

在英國日本国大使館 参事官兼医務官

馬場 健

2004年4月 入省
在ガーナ日本国大使館
一等書記官兼医務官
2007年7月 在カンボジア日本国大使館
一等書記官兼医務官
2009年7月 在ウクライナ日本国大使館
参事官兼医務官
2013年6月 在インドネシア日本国大使館
参事官兼医務官
2016年7月 在ロシア日本国大使館
参事官兼医務官
2019年9月 在イラク日本国大使館
参事官兼医務官
2022年10月 現職

2017年入省後、内戦後都市の荒廃と再開発が進むコートジボワール、ゼロコロナ政策に揺れた中国、治安とインフラが急速に悪化する南アフリカの3か国で勤務しています。医療は、国のあり方、人々の哲学が大きく反映されます。国によって全く異なる医療の仕組みを学び、邦人のよりスムーズで安全な受療に備えることは、その国と人を知ることです。医療を切り口に見えることがたくさんあり、日々が新たな発見です。海外生活はストレスや不安が常に存在します。主治医として同僚として、共に暮らし、生活を支え合い、厳しい環境でもすべての館員が身体も心も元気でいられることを目標にしています。医療だけではなく、生活すべてを一緒に乗り越えていける存在でありたいと思っています。

入省当時1歳だった長男と夫と共に海外生活を開始しました。今は次男が加わり4人家族です。中国では毎日PCR検査、アフリカでは停電のたびに水シャワー。大変なこともありますが、家族それぞれが貴重な学びの機会を得ています。

在南アフリカ共和国日本国大使館
一等書記官兼医務官

田邊 文

2017年5月 入省
在コートジボワール
日本国大使館
一等書記官兼医務官
2020年5月 在広州日本国総領事館
領事兼医務官
2023年7月 現職



在サウジアラビア日本国大使館
参事官兼医務官

島田 卓治

2015年10月 入省
在南スーダン日本国大使館
参事官兼医務官
2017年7月 在ドミニカ共和国日本国大使館
参事官兼医務官
2019年12月 在イスラエル日本国大使館
参事官兼医務官
2023年7月 現職

医務官業務は、よく「家庭医的」、「産業医的」といった言葉で説明されますが、同じ医務官でも、任地によってその方向性にはかなりの振れ幅があるように感じています。

例えば、初任地の南スーダンでは、種々の熱帯病が蔓延し、館員が高熱を出すことがよくありました。大使館の医務室でできる検査は限られるうえ、周辺の医療機関の信頼性も乏しかったため、致死性疾患さえ除外できれば、その後は診断の確定に固執せず、任地での治療継続の可否に主眼を置いて治療にあたりました。国外搬送が必要な症例を見逃さず、そのタイミングを見誤らないことに集中しました。

他方、3か国目のイスラエルでは、館員、帯同家族の数が増え、乳児も含まれることから、対処すべき疾患の種類は飛躍的に多くなりました。周辺に信頼できる医療機関が多数あり、患者の生死に直結する治療方針の決定に携わる重責からは解放されましたが、その代わり専門性の高い医療機関に患者を紹介すべく、現地医師との人脈形成に注力することになりました。

数か国に勤務すると、任地の医療水準や館員・家族数の多寡により、医務官としてのタスクとスタンスに変化が生じることに気づきます。この違いも医務官業務の面白さのひとつだと考えています。



本省や開発途上国所在の我が国在外公館で活躍する医療職

外務省の医療職には、「在外公館医務官」（以下「医務官」という）及び「外務本省診療所医師」があります。

「医務官」は、原則として開発途上国にある大使館、総領事館に勤務し、

健康管理医として担当地域に勤務する公館の職員とその家族の健康管理に当たります。

「医務官」は、昭和38年にマラリア罹患者が多かった在ナイジェリア大使館に最初に配置されて以来、約60年の歴史があります。

現在およそ100名の「医務官」が在外公館で活躍しています。

採用選考のご案内

- 募集要件 / 日本の医師資格を有し、
プライマリーケアに対応し得る
10年以上の臨床経験を有すること。
- 採用時期 / 原則として試験合格後1年以内
- 勤務先 / 外務本省もしくはアフリカ諸国等開発途上国
所在の我が国在外公館
- 身分待遇 / 国家公務員医療職(一)
- 選考内容 / 第1次書類審査、第2次筆記試験及び面接
- 応募方法 / 外務省ホームページに募集要項を掲載します
ので、是非ご覧下さい。

連絡先: 03-5501-8000(内線3022)

受付時間: 10:00~12:00、14:00~17:45

「医務官」の職務



■ ワーク・ライフ・バランス実現に向けた様々な取組

取組	内容
育児休業	3歳未満の子を養育するために、3歳の誕生日の前日まで休業できる制度
育児時間	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、1日2時間以内の範囲での短時間勤務を認める制度
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの職員に対し、週の勤務時間を短縮し、希望する日及び時間帯に勤務することを認める制度
早出遅出勤務制度	①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 ②放課後児童クラブに託児している小学生の子を迎えに行く職員 ③配偶者、父母、子等を介護する職員に 1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務させる制度(勤務時間の割振り変更)
配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入・退院の付添い、出産時の付添い、入院中の世話等を行うために認められる休暇
男性職員の育児参加のための休暇	妻が出産する場合に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員が、これらの子の養育のために認められる休暇
テレワーク及びフレックスタイム制の活用	育児、介護、業務効率化等の観点から、柔軟な勤務を推進

※上記には、一部、在外公館勤務時には利用できない制度も含まれます。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

外務省福利厚生室 医務官班

電話: 03-5501-8000(内線3022)

(電話受付可能時間: 10時00分~12時00分、14時00分~17時45分)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/iryuu/index.html>

